

鳥取開墾社

鳥取開墾社にまつわる様々な文書が、宇倍神社に残されていた。宇倍神社文書にある開墾時の「移住開墾願」をみてみよう。

鳥取開墾社の「移住開墾願」

今井鉄太郎は、明治13年(1880)7月に島根県令へ「移住開墾願」を提出した。鳥取県は明治14年(1881)に再置される。今井が「移住開墾願」を提出した当時は、島根県であった。

鳥取開墾社が入植した広谷原は、北半分に鳥取開墾社が入植し、南半分に高知開墾社が入植した。高知開墾社の人々も鳥取開墾社の人々と同様に自由民権派の人々であった。

移住開墾願 私議
熟々鳥取土族之景況ヲ視察仕候ニ、一昨十一年恩賜之禄券モ過半ハ他管へ移籍シ、就産之輩十中二一、二ヲ得ルニ至ラス、是レ誠ニ土族各自ノ不覚悟ニハ有之候得共、一ツニハ又土地之然ラシムル者無キニシモ非ス、抑鳥取地方之狹隘ナル人民戸口之過多ナル、之レニ加ルニ物産匱乏拓地絶テ無クシテ殖産之途実ニ困難ヲ極メ、土族中有志之者ト雖モ徒ニ手ヲ拱シテ論背スル者無キニ非ス、今後数年ヲ出スシテ統々不可言ノ形状ヲ現出スルハ照然タルヘシト自分ハ申ニ及ハス同族之為メ深ク痛念罷在候、然ル処夙ニ福島県下岩代国安積郡対面原外諸原野ハ土地之宏壯ナル地味之沃饒ナル皇国原野之冠寶タル旨伝聞仕候ニ付、本年五月該地ニ趣キ親シク諸原野ヲ巡視仕候処、原野位置之便宜ナル、地味之豊沃ナル、実ニ快壯ナル、移住之念ヲ攪スルノ土地ニ有之候、依而該地ニ移住シ勉勵耐忍シテ開墾ニ従事スレハ、六、七年ヲ出スシテ有産自立之良民トナルハ疑ヲ容レスト自信仕候ニ付、別紙規則書ニ照準シ、同シク費目表之通り御保護ヲ仰キ鳥取土族中有志之者ヲ率先シ、前頭対面原及ヒ外諸原野之内エ移住シ、開墾ニ従事仕度奉存候間特別之御詮議ヲ以テ至急御許可被下度、此段奉願候也
島根県下因幡国邑美郡今町
宅丁目五百七番地
明治十三年七月日 土族 今井鉄太郎
島根県令境二郎殿

移住開墾願
宇倍神社文書 宇倍神社所蔵
読点「、」を加えた。

宇倍神社文書と鳥取女子高等学校

鳥取女子高等学校(現在の鳥取敬愛高等学校)の社会部が、平成7年(1995)に福島県を訪れ、福島県立博物館にある安積開拓の展示に「鳥取」という文字を見つけたことがきっかけとなり、研究を始めた。宇倍神社や子孫が所蔵していた文書を基に研究を進め、平成10年度(1998)の第42回全国学芸科学コンクールにおいて文部大臣奨励賞・平山日本育英会会長賞(人文科学研究・高校生の部)を受賞するに至る。

鳥取県立公文書館が宇倍神社文書の文書調査を行い、平成9年(1997)に「鳥取土族の福島県移住展」を開催した。これを機に、鳥取・郡山の交流が始まり、姉妹都市締結へと繋がっていく。



広谷原開墾碑
宇倍神社境内に建立された開墾碑。大正9年(1920)とある。

宇倍神社
明治16年(1883)に旧鳥取藩士族の故郷である鳥取・因幡国の一の宮である宇倍神社より分霊し、氏神とした。当時は氏子の資格条件が厳しく、移住土族とその分家のみが氏子となれたと言われる。所在地は、鳥取開墾社が入植した郡山市喜久田町。